

令和2年11月定例会

地方創生対策特別委員会説明資料（その2）

政 策 創 造 部
商工労働観光部
農 林 水 産 部
県 土 整 備 部

目

次

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案	-----	1
---------	-------	---

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（スマート林業課プロジェクト推進室）

(ア) 制定の理由

県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館を設置する必要がある。

(イ) 条例の概要

a 設置

県民が木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動（以下「木育」という。）に参加できる場を提供することにより、木育を推進し、森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を促進するため、徳島県立木のおもちゃ美術館（以下「おもちゃ美術館」という。）を板野郡板野町に設置することとした。

b 業務

おもちゃ美術館は、aの目的を達成するため、次の業務を行うこととした。

- (a) 木育の普及啓発及び県産材の魅力発信を行うこと。
- (b) 木育に関する団体等の交流及び連携を促進すること。
- (c) おもちゃ美術館を利用に供すること。
- (d) その他おもちゃ美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

c 指定管理者による管理

- (a) 知事は、地方自治法の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）におもちゃ美術館の管理を行わせるものとする事とした。
- (b) 指定管理者の指定の取消し等の際の措置について所要の規定を設けることとした。

d 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うものとする事とした。

- (a) bに掲げる業務
- (b) おもちゃ美術館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
- (c) fの利用の許可に関する業務
- (d) hの使用料の徴収に関する業務
- (e) その他おもちゃ美術館の管理に関し知事が必要と認める業務

- e 休館日等
おもちゃ美術館の休館日及び供用時間を定めることとした。
 - f 利用の許可
研修室を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならないこととした。
 - g 利用の許可の制限等
利用の許可の制限，利用の許可の取消し及び入館の禁止等について所要の規定を設けることとした。
 - h 使用料
(a) おもちゃ美術館を利用する者及び研修室の利用の許可を受けた者は，使用料を納めなければならないこととした。
(b) 知事は，特別の理由があると認めるときは，使用料の全部又は一部を免除することができることとした。
 - i その他
損害の賠償及び規則の委任について所要の規定を設けることとした。
 - j 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例の一部改正
徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例について，所要の整理を行うこととした。
- (ウ) 施行期日
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日（j については令和 3 年 4 月 1 日）

